

第1 公共施設評価とは

1 施設評価の目的

平成27年11月に策定した平塚市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）では、時代に応じた持続可能な公共施設のあり方を目指して公共施設の質、量、機能等の最適化を図るために3つの原則「施設の質的向上」、「新たな施設建設の抑制」及び「床面積の総量縮減」を示し、「今後10年間で延床面積総量の4パーセント相当の削減」という目標を掲げました。この目標を達成するために、平成29年3月に策定した平塚市公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）において、市民の負担とならない最適な量の施設を保有し、コストと効果を十分に考慮した上で、より多くの市民に必要とされる公共施設に再編することを目指しています。

公共施設評価（以下「施設評価」という。）は、図1に示すとおり再編計画に基づき実施するもので、施設を定量的及び定性的に評価することにより各施設の再編の必要性を可視化し、将来的な方向性を考えるための基礎資料として活用することを目的とします。

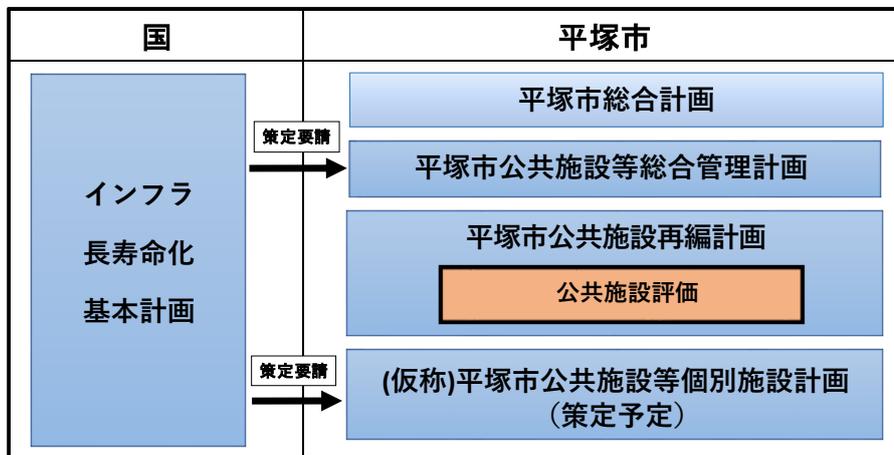


図1 施設評価の位置付け

2 施設評価の流れ

一次評価では、建物の劣化状況、経過年数及び耐震性等の建物性能（品質）と、施設の管理運営コスト（財務）や利用状況（供給）から見た費用対効果の定量的かつ客観的な要素について、それぞれ品質評価及び費用対効果評価として施設ごとに評価します。さらに一次評価結果を基に施設所管課とヒアリングを実施するなどして、政策との整合や災害時の役割など数値化しにくい定性的な要素について二次評価を行い、一次評価の結果を見直します。最後に、二次評価の結果を基に最終的な評価を行い、各施設の将来的な方向性について複数の可能性を示します。

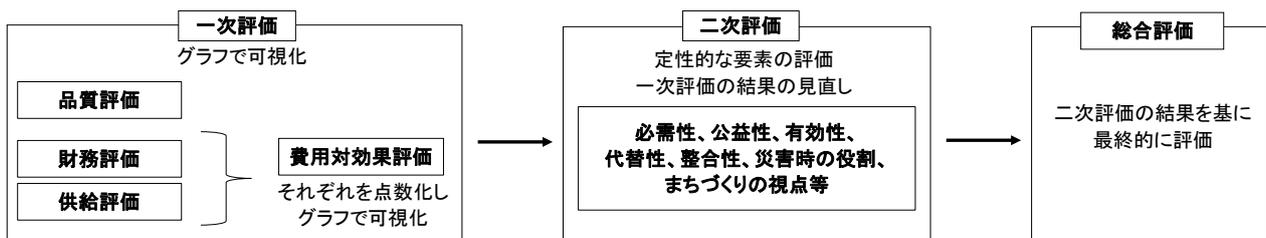


図2 施設評価の流れ

3 対象施設

施設評価の対象とする施設は、再編計画で示した「再編を積極的に検討する施設（※）」のうち、現時点で施設再編等の方向性が定まっていない施設を対象とします。ただし、再編計画策定後に取得した施設についても必要に応じて対象に加えることとします。

(※延床面積 100 平方メートル以上の市有建築物で、廃棄物処理施設などの生活関連施設、消防施設などの安全防災施設等を除いたもの)

表 1 施設評価の対象施設

平成31年4月1日現在

大分類	小分類	具体施設	大分類 施設数	小分類 施設数
学校教育施設	学校施設	小学校、中学校	46	42
	幼児教育施設	幼稚園		1
	その他教育施設	子ども教育相談センター、学校給食共同調理場		3
生涯学習施設	社会教育施設	中央公民館、各地区公民館	44	24
	文化・教育施設	図書館、博物館、美術館		6
	青少年施設	びわ青少年の家、子どもの家		5
	文化財施設	埋蔵文化財調査事務所等		3
	スポーツ施設	総合体育館、競技場、庭球場等		6
公園施設	公園施設	総合公園、馬入ふれあい公園、公園施設等	8	8
医療・社会福祉施設	次世代育成施設	保育園、学童保育施設	18	9
	高齢者等福祉施設	福祉会館等		5
	その他福祉施設	デイサービスセンター等		2
	医療施設	市民病院、保健センター		2
産業振興施設	農業・水産施設	農の体験・交流館及び公的農園、水産物卸売市場等	3	3
住宅施設	市営住宅	市営住宅	12	12
その他施設	市庁舎等事務所	本館、各分庁舎等	16	5
	その他施設	上記分類以外のもの		11
合 計			147	147